

令和 7 年度 山口県 農薬管理指導士養成研修及び認定試験実施要領

1 目的

農薬販売及び防除等に携わる農薬取扱者に対して専門的な知識習得と資質向上を図るとともに、農薬の取扱等について指導的な役割を果たす「農薬管理指導士」として認定します。

2 農薬管理指導士について

- (1) 県は農薬管理指導士に対し、必要に応じて農薬の安全使用に関する情報等を提供します。
- (2) 農薬管理指導士は、農薬の取扱に関して自ら範を示すとともに、農薬取扱者及び農薬使用者に対して適切な指導、助言を行います。

※ 農薬管理指導士は、農薬の販売者や防除従事者が義務として有しなければならない資格ではありませんが、積極的な受講・認定取得を推奨しています。

3 開催日時及び会場等（詳細は、別紙日程表参照）

(1) 養成研修

【1日目】 令和8年2月5日（木） 午前10時から午後4時40分まで

【2日目】 令和8年2月6日（金） 午前10時から午後2時まで（休憩後、認定試験）

※ 受付は、両日とも9時30分から行います。

(2) 認定試験

令和8年2月6日（金） 午後2時30分から午後4時まで

(3) 会場

山口県健康づくりセンター第1研修室（山口市吉敷下東3丁目1-1）

4 対象者

農薬管理指導士の認定を受けようとする者で、以下の受験資格に該当する者

【農薬管理指導士の受験資格】

項 目	農薬販売者及びその従業員	防除従事者
年 齢	20歳以上	
実務経験年数	おおむね2年以上	
毒物劇物取扱者の資格	原則として資格を有していること	—
業務従事の実態	農薬販売に従事していること	防除に従事していること

5 研修内容

- (1) 農薬・植物防疫一般及び関係法令
- (2) 病害虫、雑草防除等
- (3) 農薬の安全性評価及び各種基準の設定
- (4) 農薬危害防止等の対策

6 認定申請手続き（詳細は、別添「山口県農薬管理指導士認定事業実施要領」参照）

（１）新たに認定を受けようとする場合に必要の提出書類

書類名		様式	対象	チェック
ア	認定申請書	別記様式第 1 号	全員	☐
イ	履歴書	別記様式第 3 号	全員	☐
ウ	毒物劇物取扱者の資格を証する書類 又はその写し	お手元の資格証 の写し	農薬販売者及びその従業員	☐
エ	農薬取扱実務経験証明書	別記様式第 4 号	全員	☐
オ	返信用封筒（返送を希望する宛先を記入し、《定形 110 円もしくは定形外 140 円》を貼付） ※合否通知（合格者には併せて認定証）を返送します。		全員 ※必ず各人 1 通御準備ください。	☐

注）同一事業所から複数名申請される場合は、事業所の名称・所在地等の記載方法を統一しておいて下さい。

【以下のURL（山口県ホームページ）から、必要書類がダウンロードできます。】

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/103/245976.html>

（２）提出期限

令和 8 年 1 月 26 日（月曜日）【消印有効】

7 研修受講にあたっての携行品

（１）テキスト

研修の受講にあたり、使用するテキスト「農薬概説2025」（一般社団法人 日本植物防疫協会）を研修までに各自で購入し、必ず持参ください。

【参 考】

日本植物防疫協会（<https://jppa.or.jp>）でご購入される場合はホームページから注文ください。テキスト価格：2,750円（税込）

（２）筆記用具

8 留意事項（よくある問合せなど）

- 受験のための実務経験はおおむね 2 年必要です。農業大学校などでの研修期間は含めることはできません。
- テキストは、研修までに各自で購入して持参ください。
研修会場での販売はありません。
- 研修受講、認定試験にあたっての「受験票」の発送はありません。
当日の座席番号が受験番号になります。
- 研修の申し込みの不備がある場合はご連絡しますので、連絡可能な電話番号を申請書に記入ください。なお、不備がない場合の受講決定の連絡はしませんので、日程を確認の上ご参加ください。

9 書類等の提出先・問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県農林水産部農業振興課農業技術班（担当：河村、塩田 宛）

TEL：083-933-3366